

公益財団法人日本ボールルームダンス連盟
ボールルームダンス指導者資格認定規定施行細則

平成30年3月2日資格審議委員会規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、ボールルームダンス指導者資格認定規定第17条の規定に基づき、プロフェッショナルダンス教師・アマチュアダンス指導員資格認定の認定事業の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 受験資格等

(資格認定の申請)

第2条 プロフェッショナルダンス教師資格(以下「プロ資格」という)およびアマチュアダンス指導員資格(以下「アマ資格」という)の認定を受けようとする者(以下「受験者」という)は、所属し、もしくは所属しようとする都道府県連盟を通じて、資格審議委員会(以下「委員会」という)に対し、別記する様式第1により申し込まなければならない。

(受験資格)

第3条 プロ資格各級の資格認定試験の受験資格は、次のとおりとする。

- (1) 5級 プロダンス教師5級試験運用細則第2条に定めた者。
- (2) 5級 (移行) 他団体教師資格保持者で、指定の面接試験を受けた者。
- (3) 4級 プロ資格5級の登録名簿に登載された者。

スタンダード

- (4) 3級 プロ資格4級の登録名簿に登載された者。
- (5) 2級 プロ資格3級の登録名簿に登載された者で、3級取得後講習開始日において1年以上を経過している者。
- (6) 1級 プロ資格2級の登録名簿に登載された者で、2級取得後講習開始日において2年以上を経過している者。

ラテンアメリカン

- (7) 3級 プロ資格4級の登録名簿に登載された者。
- (8) 2級 プロ資格3級の登録名簿に登載された者で、3級取得後講習開始日において1年以上を経過している者。
- (9) 1級 プロ資格2級の登録名簿に登載された者で、2級取得後講習開始日において2年以上を経過している者。

2 アマ資格の資格認定試験の受験資格は、次のとおりとする。

- (1) 5級 指定の講習を受けた者。
- (2) 4級 アマ資格5級の登録名簿に登録された者。
- (3) 3級 アマ資格4級の登録名簿に登録された者。
- (4) 2級 アマ資格3級の登録名簿に登録された者で、3級取得後講習開始日において1年を経過している者。
- (5) 1級 アマ資格2級の登録名簿に登録された者で、2級取得後講習開始日において1年を経過している者。

第3章 集合講習及び個人指導

(講習及び試験)

第4条 プロ資格1級～5級及びアマ資格1級～4級の資格認定を受けようとする者は、次条以下に定める講習及び試験を受けなければならない。

- 2 アマ資格5級の資格認定を受けようとする者は、講習を受けなければならない。

(講習の内容)

第5条 講習は、集合講習及び個人指導とする。

- 2 集合講習は、実技、理論、指導、実習、用語などについて、集合して行う。
- 3 個人指導は、本連盟の登録教室において、別表1のプロ資格名簿登録者による技術、理論、指導方法等について実習を行う。

(講習時間)

第6条 講習に必要な単位は、ボールルームダンス指導者認定規定第6条4号別表2のとおりとする。ただし、1単位は45～60分とする。

(認定講習の終了日)

第7条 集合講習は、資格試験の2週間前までに終了しなければならない。

(講習・開講人数)

第8条 認定講習は、原則として、20名以上の申込者が存する場合に行なう。

- 2 申込者が20名に達しない場合は、本連盟の承認を得たうえ、他の級又は、他連盟と合同で行うことができる。

(受験申込み期限)

第9条 受験の申込みは、講習開始日の1カ月前までとし、各都道府県連盟を通して申し込むものとする。

(講習管理責任者)

第10条 集合講習に、講習管理責任者を置く。

- 2 講習管理責任者は、集合講習が実施される都道府県の各連盟の試験審査員がこれにあたる。
- 3 講習管理責任者及び講師は、あらかじめ委員会に届けるものとする。
- 4 講習管理責任者になるものは、試験審査員資格2級以上を所持し、試験審査員名簿に登載されているものでなければならない。

(受講者の確認)

第11条 講習会場には、出席簿を備え置き、申込者本人であることを確認してから入場を許可するものとする。

- 2 講習の開始時間に15分以上遅れた受講者は、入場させないものとする。

(部外者の立入り)

第12条 講習会場には、受講者及び講習施行関係者並びに講習管理責任者の許可を得た者以外の立入りはできないものとする。

(集合講習の講師)

第13条 集合講習の講師は、試験審査員または学識経験者について、各連盟が指名し、本連盟で承認された者が行う。

(個人指導の指導者)

第14条 個人指導の指導者は、別表1に掲げる資格を有する者とする。

(個人指導の修了)

第15条 個人指導は、すべて試験当日までに完了していなければならない。

(個人指導の有効期限)

第16条 個人指導は、試験日の2年以内の指導に限り有効とする。

(アマ資格の特例)

第17条 規定に係らず推薦された受験者が不合格となる事態が続いたときは、委員会は当該指導者の推薦を停止することができる。

第4章 認定試験

(資格認定試験日)

第18条 資格認定試験は、各級ともそれぞれ全国同一日時を行うことを原則とする。

(試験日の受付)

第19条 試験日の受け付けは、定刻の30分前までに開始するものとする。

- 2 受付にあたっては、受験者が講習を受けた本人であること並びに集合講習及び個人指導のすべてを修了したことを証する受講印をそれぞれ確認し、受験番号と同数の背番号を受験者に交付するものとする。

(実技試験)

第20条 実技試験は、カップル・ダンス及びソロ・デモンストレーションとし、受験者1人あたり2名以上の試験官により行う。

(筆記試験)

第21条 筆記試験は、指定範囲内のフィガーのチャート問題及び用語等の解説とする。ただし、アマチュア1級及びプロ資格3級以上については、用語の解説は行わない。

(面接試験)

第22条 プロ資格1級・2級・5級移行試験については、面接試験を行う。

- 2 面接試験は、指導者としての適正、マナー、指導能力、テクニック等について、2名以上の試験官により行う。

(試験の合格点)

第23条 アマ資格1級から4級及びプロ資格4級の実技試験の採点は、各種目とも100点満点とし、全種目の採点の平均が70点以上を合格とする。ただし、3種目以上が70点に満たないときは不合格とするが、プロ資格1級、2級及び3級については、2種目以上が70点に満たないときは不合格とする。

- 2 筆記試験は、チャート問題を100点及び用語等の解説を100点とし、その合計点が140点以上（満点は200点）を合格とする。
- 3 プロ資格1級・2級試験及び5級の面接試験は平均点が70点以上を合格とするが、2種目以上が70点に満たないときは不合格とする。
- 4 プロ1級における面接試験の90点以上を「秀合格」、85点以上を「優合格」とする。

(資格認定試験等の実施)

第24条 資格認定試験及び講習は、次の各号により実施する。

- (1) プロ資格1級及びアマ資格1級 本連盟
- (2) プロ資格およびアマ資格2級ないし5級 都道府県連盟
- 2 都道府県連盟が受験者などの理由で、単独で行うことが著しく困難であるときは、委員会の承認を得て、隣接連盟と共同で行うことができる。
- 3 アマ資格1級の資格認定試験及び講習は、都道府県連盟に委嘱することもできる。
- 4 アマ資格5級の試験は、都道府県連盟会員の認定教室で開催することができる。開催申請は、都道府県連盟を通し資格審議委員会の承認を得ることとする。
- 5 試験審査員については都道府県連盟から派遣する。

(試験管理責任者)

第25条 試験会場に、試験管理責任者を置く。

- 2 試験管理責任者は、あらかじめ委員会に届け出るものとする。
- 3 試験管理責任者になるものは、試験審査員資格2級以上を所持し、試験審査員名簿に登録されているものでなければならない。

(試験審査員の公表)

第26条 資格認定試験を担当する試験審査員（以下「審査員」という。）は、試験日まで公表してはならない。

- 2 審査員に指名された者は、受験者その他の者に当該の審査員である旨を知らせてはならない。

(審査員の委嘱)

第27条 審査員は、試験審査員登録名簿の中から各都道府県連盟が推薦し、委員会が委嘱する。

- 2 都道府県連盟が単独で試験を施行する場合、原則として審査員1名は他の連盟より選出するものとする。

(審査員の変更)

第28条 審査員の変更は、原則としてこれを認めないものとする。ただし急病その他止むを得ない事情があるときは、試験管理責任者が当日出席している者の中から試験審査員登録者名簿に登録されている者を指名しこれに代えることができる。

- 2 前項の場合、試験管理責任者は、理由を付して審査員の変更届をすみやかに委員会に提出し、その承認を得なければならない。

(試験補助員)

第29条 試験当日の試験補助員は、試験施行連盟の会員の中から選任するものとする。

- 2 試験補助員の数は受験者が1名から16名の場合には2名以内、16名から32名の場合には3名以内、33名以上の場合には4名以内とする。

(補助員の業務)

第30条 試験補助員は、受付業務、実技試験においては受験者の人退場、音楽係、筆記試験においては、試験用紙の配布、収集、時間係などの職務を行う。

第5章 実技試験

(実技試験のパートナー)

第31条 実技試験のパートナーは、各都道府県連盟の会員又は当日の受験者同士とする。

- 2 当日の試験官は、実技試験のパートナーを務めてはならない。
- 3 試験官は、試験官のパートナーが受験生のパートナーとなる場合、及び3親等以内の受験生がいる場合、当日の審査を行うことができない。

(採点のローテーション)

第32条 実技試験の審査を複数で行うときは、採点の公正を図るため、審査員のローテーション方式を採用しなければならない。

(採点表の回覧の禁止)

第33条 採点表は、審査員の間で回覧してはならない。

(実技の採点方法)

第34条 実技試験の採点は、カップル・ダンス、ソロ・デモンストレーションそれぞれに合否を判定する。

- 2 採点は、1点刻みとする。

(審査対象の受験者の数)

第35条 カップル・ダンスおよびソロ・デモンストレーションにおいて、1人の審査員が審査できる受験者の数は、原則として、1ヒートで1組を超えてはならない。

(採点用紙の返送)

第36条 試験管理責任者は、回収した採点用紙をその場で封筒に入れ、試験管理責任者及び本連盟役員又は、当日の審査員1名以上が封印し、すみやかに委員会に送付しなければならない。

(パートナーの確認)

第37条 試験管理責任者は、カップル・ダンスのパートナーが申請された本人であること及び第31条第1項に適合するものであることを確認しなければならない。

(受験のキャンセル)

第38条 講習及び受験を申し込んだ者が、講習又は受験をしなかった場合においても、講習料、受験料は返還しない。ただし、委員会が相当と認める場合は次回にのみ受験を認めることができるものとする。

(カップル・ダンスの受験方法)

第39条 呼び出された受験者は、踊る前に審査員に後ろを向いて背番号を確認させるものとする。

2 踊る音楽の長さは、各曲とも約1分とする。

3 使用されるフィガーは、ボールルームダンス・テクニック及びラテンアメリカンダンス・テクニックに記載されたものとする。

(ソロ・デモの出題方法)

第40条 ソロ・デモンストレーションは、別に定める「認定試験用アマルガメーション」に定められたものの中から、スタンダード及びラテンの各種目について、それぞれ指定された男女何れかのルーティンを踊るものとする。

(ソロ・デモの演技方法)

第41条 資格認定試験用CDまたは、コーラーの声または、音楽に合わせて踊り、始めに予備歩を使ってはならない。また、終りは、その姿勢を2～3秒間保たなければならない。

第6章 筆記試験

(問題及び答案用紙の保管等)

- 第42条 筆記試験の問題及び答案用紙は、本連盟より当該試験日の3日前までに、試験管理責任者に送付するものとする。
- 2 試験管理責任者は、前項の日までに問題及び答案用紙が届かない時は、すみやかに本委員会に連絡しなければならない。
 - 3 試験管理責任者は、試験当日まで送付を受けた問題及び答案用紙を厳重に保管するとともに、試験当日まで開封してはならない。

(筆記試験の解答時間)

- 第43条 筆記試験の解答時間は、90分とする。
- 2 時間内に解答を終了した者は、試験開始後30分を経過した後、退出することができる。
 - 3 試験開始後、30分以内の遅刻者は、試験管理責任者の許可を得て受験することができるが、後日遅刻理由書を提出するものとする。

(試験問題の開封)

- 第44条 試験管理責任者は、本連盟の試験管理委員または、審査員1名以上の立会いのうえ、本連盟より送付されてきた試験問題及びソロ・デモの出題表の入った封筒を試験当日、会場にて開封するものとする。
- 2 前項の開封後、試験管理責任者は、すみやかに採点用紙を審査員に配布しその他必要な準備を行うものとする。

(筆記試験開始前の注意)

- 第45条 試験管理責任者は、受験者全員が着席した後、試験問題及び答案用紙を裏返して配布し、筆記試験に関する注意事項を説明し、その後受験番号と氏名を記入させた後、時間を確認して一斉に試験を開始するものとする。

(筆記試験の着席)

- 第46条 筆記試験の着席場所は、隣の人との間隔を空け、あらかじめ机に番号を付するなどし、不正が行なわれないように配慮しなければならない。

第7章 面接試験

(面接試験の実施)

第47条 面接試験は、本連盟の試験審査員が直接行う。

(面接試験の方法)

第48条 プロ資格1級・2級の面接試験は、ダンスに関する知識及び実技での解答を合わせて採点する。

(面接試験の内容)

第49条 面接試験は、1名の受験者に2名以上の試験官があたり、約60分以内の時間で質疑応答により行う。

- 2 面接試験の内容については、そのつど本連盟試験管理委員会が別に定める。

第8章 審査員

(実技試験の審査員)

第50条 実技試験の審査員は、試験審査員名簿に登載されている者をもってこれにあてる。

(連続して審査員を行うことの禁止)

第51条 審査員は、特別の場合を除き、同じ級の審査員を続けて務めてはならない。

(審査員となるべき者の任期)

第52条 審査員となるべき者の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

(審査員の数)

第53条 審査員の数は、受験者の数により別に定める。

第9章 その他

(合否の決定)

第54条 合否の決定は、試験日から60日以内に委員会が行う。

(合否の通知)

第55条 委員会が前条の合否を決定したときは、すみやかにその旨を各都道府県連盟及び受験者に通知するものとする。

(不合格者の再試験)

第56条 筆記試験、実技試験または面接試験のいずれか一つが不合格となった者はその試験結果の発表後、最初に行われる試験に限り、その不合格となった試験を再受験できる。病気その他、止むを得ない事情により、いずれか一つを受験できなかった場合も同様とする。

(講習および試験の費用について)

第57条 講習に関する費用は、全て施行都道府県連盟が負担する。

- 2 試験当日の費用に関しては、審査員の日当・交通費及び試験管理責任者、試験補助員の日当並びに会場費の一部負担金を本連盟より支給する。

(再試験・再講習料)

第58条 再試験の手数料は、所定の額を都道府県連盟を通して、本連盟に払い込むものとする。

- 2 再受験者が講習の受講を希望するときは、新規受験者と同様とする。

(講習・試験費用の経理報告)

第59条 都道府県連盟は、年度内の講習・試験経費の明細を委員会に報告するものとする。

(受講料及び受験料)

第60条 受講料及び受験料は、別表2のとおりとする。

(試験の免除事項及び移行)

第61条 実技試験及び筆記試験の免除は、別表3のとおりとする。

- 2 協力団体NDLSのファイナル級以上の資格を所持するものは、申請によりアマチュア指導員5級の資格に移行することができる。

第62条 本細則第4条2項は令和5年4月1日より施行する。

- 2 施行にあたり、令和5年3月31日以前にアマ資格5級に認定された者は、アマ資格4級とする。

(その他)

第63条 本細則に定めなき事項については、必要に応じて本連盟で決める。

附 則

1. この規定は、平成30年4月2日から施行される。
2. 平成14年1月28日制定の競技実績による指導者資格の認定に関する細則については、本規定施行と同時に廃止とし、競技実績については第61条の規定により認定試験の免除事項とする。ただし、平成31年度までは旧規定での受験は有効とする。
3. 平成30年9月10日業務執行理事会決定により、第56条別表2を変更する。
(平成31年度秋の試験から実施) 70,000円の受験料を40,000円とする。
4. 平成30年9月10日業務執行理事会にて第24条に4項と5項を追加。
平成32年度より実施。
5. 令和3年3月24日資格審議委員会にて令和3年度より第3条2号の全ダ連を他団体と改める。5号6号8号9号を経過年数2級2年から1年、1級3年から2年に変更、第18条2項の試験補助員の人数を変更。
6. 令和3年5月19日資格審議委員会にて第25条に3項を追加。
7. 令和4年5月19日資格審議委員会にて第10条に4項を追加。
8. 令和4年11月16日資格審議委員会にて第4条に文言追記及び第4条2項を追加。
第62条及び2項を追加。それに伴い、(その他)62条を63条に変更。
別表1(第14条関係)の受験級欄アマチュアダンス指導員5級削除。
別表2(第60条関係)のアマチュアダンス指導員5級の金額変更及び受験料欄に文言追記。
別表3(第61条関係)のアマチュア5級カップル・ダンス欄に免除事項加筆。
集合講習欄追加及び表記変更。

別表1（第14条関係）

受 験 級	個人指導の指導者資格
アマチュアダンス指導員 3・4級	プロフェッショナルダンス教師4級以上の登録会員
〃 1・2級	プロフェッショナルダンス教師3級以上の正会員
プロフェッショナルダンス教師 5級	プロフェッショナルダンス教師4級以上の登録会員
〃 4級	プロフェッショナルダンス教師3級以上の正会員
〃 3級 S or L	プロフェッショナルダンス教師資格受験部門3級以上の正会員
〃 2級 S or L	プロフェッショナルダンス教師資格受験部門2級以上の正会員
〃 1級 S or L	プロフェッショナルダンス教師資格受験部門1級の正会員

別表2（第60条関係）

受 験 級	受講料等（合計）	受験料及び認定料	受講料
アマチュアダンス指導員 5級	10,000円	3,000円	7,000円
〃 4級	18,000円	8,000円	10,000円
〃 3級	23,000円	8,000円	15,000円
〃 2級	28,000円	8,000円	20,000円
〃 1級	30,000円	10,000円	20,000円
プロフェッショナルダンス教師 5級	40,000円	40,000円	
〃 4級	50,000円	20,000円	30,000円
〃 3級	55,000円	20,000円	35,000円
〃 2級	60,000円	20,000円	40,000円
〃 1級	75,000円	25,000円	50,000円

別表3 (第61条関係)

区分	カップル・ダンス	集合 講習	ソロ・デモ	筆記
アマチュア5級	<ul style="list-style-type: none"> ・NDLSメダルテスト ブロンズ級～ゴールド級は免除 ・広域加盟団体アマチュアD級以上にランクされた者は免除 ・上記以外の者は免除 	有	無	無
アマチュア4級	<ul style="list-style-type: none"> ・NDLSメダルテスト ファイナル級以上免除 ・広域加盟団体アマチュアD級以上にランクされた者は免除 	有	有	有
アマチュア3級	<ul style="list-style-type: none"> ・広域加盟団体アマチュアC級以上にランクされた者は免除 	有	有	有
アマチュア2級	<ul style="list-style-type: none"> ・広域加盟団体アマチュアB級以上にランクされた者は免除 	有	有	有
アマチュア1級	<ul style="list-style-type: none"> ・広域加盟団体アマチュアA級にランクされた者は免除 	有	有	有
プロ3級S or L	<ul style="list-style-type: none"> ・広域加盟団体プロC級以上にランクされた者は、同部門のカップル・ダンス免除 	有	無	有
プロ2級S or L	<ul style="list-style-type: none"> ・広域加盟団体プロB級以上にランクされた者は、同部門のカップル・ダンス免除 	有	無	有

- ・注 アマチュアダンス指導員5級資格は、本規定第4条第2項に基づき、講習を受講することにより付与される。